

# 第19回

大野郡5町2村合併協議会

# 会議録

## 第 1 9 回大野郡 5 町 2 村合併協議会議事録

開催日時	平成16年7月22日(木)午後1時30分 ~ 午後3時30分
開催場所	犬飼町中央公民館 集会室
出席者	別紙
経過報告 議 事	<p>(経過報告)</p> <p>協議事項</p> <p>&lt; 継続協議 &gt;</p> <p>協議第 60 号 広報公聴事業の取扱い(その2)について 「協定項目第 28-2 号」</p> <p>協議第 61 号 病院・診療所の取扱いについて 「協定項目第 35 号」</p> <p>協議第 68 号 議員の定数及び任期の取扱い(その2)について 「協定項目第 6-2 号」</p> <p>協議第 71 号 地域審議会等の取扱いについて 「協定項目第 10 号」</p> <p>&lt; 新規協議 &gt;</p> <p>協議第 69 号 新市建設計画(案)について 「協定項目第 11 号」</p> <p>協議第 74 号 一部事務組合取扱い(その3)について 「協定項目第 15-3 号」</p> <p>その他 今後のスケジュールについて</p>
議 長	大野郡5町2村合併協議会 会長 芦 刈 幸 雄

# 会 議 次 第

1. 開会あいさつ
2. 会長あいさつ
3. 開催地町長あいさつ
4. 経過報告
5. 議事録署名人の指名について  
( ) ( )
6. 議事

## 協議事項

### < 継続協議 >

- |          |                        |                |
|----------|------------------------|----------------|
| 協議第 60 号 | 広報公聴事業の取扱い(その2)について    | 「協定項目第 28-2 号」 |
| 協議第 61 号 | 病院・診療所の取扱いについて         | 「協定項目第 35 号」   |
| 協議第 68 号 | 議員の定数及び任期の取扱い(その2)について | 「協定項目第 6-2 号」  |
| 協議第 71 号 | 地域審議会等の取扱いについて         | 「協定項目第 10 号」   |

### < 新規協議 >

- |          |                    |                |
|----------|--------------------|----------------|
| 協議第 69 号 | 新市建設計画(案)について      | 「協定項目第 11 号」   |
| 協議第 74 号 | 一部事務組合取扱い(その3)について | 「協定項目第 15-3 号」 |

## その他

今後のスケジュールについて

7. 閉会あいさつ

第 19 回大野郡 5 町 2 村合併協議会出席者名簿（平成 16 年 7 月 22 日開催）

町村名	職 名	氏 名	備 考
三重町	三重町長	芦 刈 幸 雄	会長
	三重町議会議長	生 野 照 雄	
	三重町新市まちづくり委員会委員長	小 野 幸 義	
清川村	清川村長	森 健 一	監事
	清川村議会議長	江 藤 秀 明	
	清川村新市まちづくり委員会委員長	衛 藤 康 晴	
緒方町	緒方町長	山 中 博	副会長
	緒方町議会議長	伊 藤 憲 義	
	緒方町新市まちづくり委員会委員長	大 塚 尊 俊	
朝地町	朝地町長	羽田野 昭太郎	
	朝地町議会議長	浅 野 益 美	
	朝地町新市まちづくり委員会委員長	森 憲 一	
大野町	大野町長	佐 伯 和 光	
	大野町議会議長	清 田 満 作	監事
	大野町新市まちづくり委員会委員長	大 野 晃 達	
千歳村	千歳村長	阿 南 宏	
	千歳村議会議長	高 野 健 治	副会長
	千歳村新市まちづくり委員会委員長	宮 成 三 生	
犬飼町	犬飼町長	山 村 昭 三	
	犬飼町議会議長	若 松 成 次	
	犬飼町新市まちづくり委員会委員長	佐 藤 忠 憲	
大分県	大野地方振興局長	林 満 男	
事務局	局長	赤 嶺 信 武	
	次長	倉 原 浩 志	
		田 北 厚 生	総務班
		江 藤 喜 啓	企画部会
		和 田 裕 之	産業部会
	局員	佐 保 正 幸	総務部会
		後 藤 将 彰	
		清 水 康 士	企画部会
		佐 藤 浩	文教部会
		隈田原 勇 次	建設部会
		池 永 善 博	
		内 田 健 児	民生部会
		関 谷 隆 一	
		衛 藤 恒 範	産業部会
		首 藤 英 治	総務班

### 赤嶺事務局長

本日の司会進行を致します合併事務局長の赤嶺と申します。よろしくお願いたします。それではただ今より第 19 回大野郡 5 町 2 村合併協議会を開催させていただきます。本日はまだ犬飼町議会議長がこの会場にお見えではありません。葬儀のために 30 分程度遅れるという報告がありました。協議会規約第 10 条第 1 項によりまして、委員の半数以上かつ各町村から 1 名以上出席していれば会議は成立するという規約がございますので、この規約に照らし合わせまして、本日の会議は成立しておりますので、会議に入らせていただきます。それでは最初に開会あいさつを副会長の山中緒方町長をお願いをします。

### 山中副会長（緒方町長）

こんにちは。大変暑い日が続いておりますけれども、連日の会議ご苦労さまです。本日は第 19 回の大野郡 5 町 2 村合併協議会であります。どうか最後までよろしく申し上げまして開会のことばに代えたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

### 赤嶺事務局長

ありがとうございます。続きまして、会長あいさつを芦刈会長よろしくお願いたします。

### 芦刈会長

はい、皆さん、こんにちは。本日は第 19 回の大野郡 5 町 2 村合併協議会の開催をご案内申し上げましたところ、各委員の皆様方には大変お忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。本日の協議につきましては、7 月 8 日の第 18 回の協議会で継続協議となっております 4 案件と、新規に協議をいただきます 2 案件につきましてご協議をいただきたいと思いますので、どうかよろしくお願を申し上げまして、開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

### 赤嶺事務局長

続きまして、地元町長であります山村犬飼町長、ごあいさつをよろしくお願いたします。

### 山村委員（犬飼町長）

皆さん、お暑うございます。犬飼の町長の山村です。第 19 回の合併協議会をここ犬飼町で開催されますことに感謝を申し上げます。合併協議も回を重ねておりますが、共存共栄の精神に則ってスムーズな原案の審議に入っていった早く合併ができますことをご祈念申し上げて本日の会議に参加申し上げておる次第でございます。

### 赤嶺事務局長

ありがとうございます。本日のこの会場は犬飼町職員の方々のご協力を頂きまして準備することができました。事務局からもお礼を申し上げたいと思います。大変ありがとうございました。それでは引き続きまして、事務局より経過報告を致します。

資料 1 の 1 ページをご覧ください。前回 7 月 8 日第 18 回の協議会を行っております。協議案件、継続協議の協議第 70 号新市の名称については豊後大野市ということでご決定をいただいております。協議第 60 号、61 号、68 号については継続協議となっております。新規協議でありました協議第 71 号についても継続協議ということでもあります。協議第 73 号につきましてこれは広域連合の関係ではありますが、協議の確認をいただいているところであります。提案で協議第 74 号であります。このことについて本日ご協議をいただくことになっております。7 月 14 日第 4 回新市行政組織及び機構の検討委員会を行っております。7 月 20 日第 27 回町村長連絡会、この時に収入役会議を行っ

ております。これは指定金融機関についての検討を行ったところであります。7月21日昨日であります。第5回公立医療施設総合検討専門委員会を行っております。本日7月22日第19回の協議会となっております。

続きましての議題であります。次第の5以降につきましては協議会規約第10条第2項によりまして会長が議長を務めることとなっております。会長よろしく申し上げます。

#### 芦刈会長

はい、先ほども申し上げましたが、本日につきましては継続協議案件4件と新規に協議をいただきます2案件で計6項目の協議案件につきましてご協議をいただきますが、どうか協議にご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

最初に議事録署名人の指名についてでございますが、朝地町の羽田野町長さんと大野町まちづくり委員長の委員さんのお二方に議事録署名人と致しまして申し上げます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは早速でございますが議事に入らせていただきます。最初に協議でございますが、継続となっております協議第60号広報広聴事業の取扱い(その2)を議題と致します。この案件につきましては前回の協議会におきまして三重町から修正案が提出されまして、最終的に継続協議として持ち帰り協議となりました。従いまして、まずは三重町の修正案につきまして各町村からのご意見を頂きたいというふうに思っております。そういうご意見がございましたらどうぞよろしくお願いを致します。はい、緒方の山中町長さん。

#### 山中委員(緒方町長)

この件であります。私どもも帰りまして新市まちづくり委員会ならびに特別委員会を開催して三重町から出された修正案について検討をしたところであります。言わんとするところも分かるわけですが、原案の事業および内容については新市において調整すると、統括的に方向性を定めておるわけでありまして、この方が、間口が広くて丈夫な検討が加えられるという従来の各協定と結果的には等しいものがございまして、この文面の方が良からうかということになりまして、原案の方でよろしいという結果になったわけでございます。以上です。

#### 芦刈会長

はい、ありがとうございました。他にございませんでしょうか。はい、朝地町の議長さん。

#### 浅野委員(朝地町議会議長)

この件につきましては、私どもも議会特別委員会並びにまちづくり委員会を開催致しました。緒方の町長さんのおっしゃられたような意見が私どものところも出ておりました。この件だけあえて詳細に記述するということになりまして、これまでの経過を踏まえた中でバランスを変えたことになるとはという意見がございました。私どももそういうふうに認識致しております。それで詳細な記述が必要ということであれば、協議書に盛り込んではいかがでしょうかというふうに考えます。以上です。原案に賛成しております。

#### 芦刈会長

はい、ありがとうございました。その他ございませんでしょうか。清川村。

#### 森 委員(清川村長)

清川村であります。この件につきましても議会の文教委員会ならびにまちづくり委員会で十分議論を致しましたけれども、今、朝地の議長さん、緒方町長さんが言われたように清川村もしてほし

いという結論になりました。

**芦刈会長**

はい、千歳村さん、いかがでしょう。

**阿南委員（千歳村長）**

わたしどものほうも当初申しあげましたように原案に賛成ということです。

**芦刈会長**

はい、犬飼町さん。

**山村委員（犬飼町長）**

犬飼町も原案に賛成ということでまちづくり委員会、議会特別委員会でもそういうふうな報告が出ております。そういうことでひとつよろしくをお願いします。

**芦刈会長**

はい。

**生野委員（三重町議会議長）**

三重町の生野でございます。先般第18回協議会の中でこのケーブルテレビにつきまして、三重町の修正案を出したところでございます。いろいろ論議をされまして、県の方が入りまして各町村持ち帰りましてということで継続協議とさせていただきます、それぞれ各町村からの報告を聞いたところでございます。

私ども三重町と致しましては、このケーブルテレビの問題につきましては相当な時間を費やして検討してまいったところであります。大野町の佐伯町長さん、清田議長さんと何回もお会いして資料等もお願いしたわけでございますが、その間、町長さん、議長さんも本当に私どもの要望に伝えてくられて、それを三重町としては十分譲歩を重ねた結果、修正案を出したところであります。

そういう形の中で私どもと致しましても長い時間をかけた割にはこの原案ということになれば、三重町と致しましても何のためにこれは協議してきたのかなということを私なりに感じているところでございます。先ほど朝地の議長さんが触れましたように別途協議書でつけたらどうかというような意見がございましたが、ぜひそのような形の中で残していただければ、三重町としても、私も議会の長としても顔が立つのではなからうかということを考えておるわけでございますので、そういう点についてひとつ論議をいただきたいと思っております。

**芦刈会長**

原案賛成の立場からご意見が出ましたし、今、三重町の方からは修正案に対するご意見が出ております。今、お聞きを致しておりますと、非常に議論が平行線をたどっております。この件につきましては、少しお時間を頂ましてちょっと町村長で協議をしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。はい、それでは暫時休憩をさせていただきます。15分程度休憩させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。町村長の皆さんちょっとそちらに。

(休憩)

それでは会議を再開致します。この案件につきましては去る4月8日の第13回の協議会で提案を

致して以来、計5回にわたりまして継続協議となっております。現時点におきましても意見が平行線をたどっておりますことから、休憩中に町村長連絡会を開催致しまして最終的に調整案を作成致しました。この場で提案をしてもよろしいでしょうか。はい、それでは調整案を配布させていただきます。事務局お願いします。

はい、調整案を今、お配り申し上げましたが、この調整案の骨子につきまして私の方からご説明申し上げ、詳細につきましては後で事務局の方から説明をさせていただきたいと思っております。それではご説明を申し上げます。

1番目に協定項目の確認文言につきましては、原案の通りとする。2番目に詳細な部分につきましては、協議書にうたい込むこととする。3番目に協議書につきましては、三重町の意見を盛り込むとともに大野町の現状につきましても盛り込むものとする。以上の3本の柱を軸に調整案をまとめましたので、その内容につきまして事務局の方から説明を申し上げます。事務局、説明をお願いします。

### 倉原事務局次長

事務局次長の倉原であります。私の方から今、お手元にご配布致しました資料の説明をさせていただきます。

まず左側でございます。調整案の主旨ということで載せてあります。これまでの協定項目は、総合的な方針を示している。このケーブルテレビ事業のみ細部にわたる文言を記載することは、他の協定項目との均衡を失するものとする。「財産の取扱いについて」のように個別具体的な内容を明示する必要がある場合には、別途協議書によることで十分に主旨を達成するものとする。従って、このケーブルテレビの取扱いに関しても、協定文言は原案の通りとし、これまでの協議を踏まえ、以下の2項目については協議書によることとしたい。

ケーブルテレビ事業に関する付帯協議ということで、1番、ケーブルテレビの利用料については、受益者負担の原則に立ち、住民負担に考慮して、適正なあり方等を新市において調整する。2番、当面の措置として、CS9波提供部分については利用者負担とし、その他の部分については現行の通りとする。この文言で町村長の連名の公印を頂きたいと考えております。

右の方でそういった承認された後の合併協定書のイメージというものを作り足します。本協定項目につきましては、協定項目番号28番と致しまして、広報広聴事業の取扱いの中のひとつであります。具体的には、広報広聴事業が1番から6番までの協定項目で成り立っております。他のところは合併時に統一するとか新市において調整するという中で、この5番のオフトーク、ケーブルテレビは新市に引き継ぐ。ただし、事業および内容については新市において調整するという原案にしておきまして、その下に本協定項目に関する協議書というタイトルで、先ほど申し上げましたケーブルテレビ事業に関する付帯協議2項目を続けて記載するというふうなイメージでございます。以上であります。

### 芦刈会長

はい、ただ今、事務局の方から詳細な説明を申し上げましたが、何かご意見がございませんでしょうか。はい、大野町さんの方から。

### 佐伯委員（大野町長）

大野町でございます。この広報広聴事業の取扱いでケーブルテレビは新市に引き継ぐ。ただし、事業及び内容については新市において調整するというこの案は原案通りとするということであります。本町と致しましては、これまで長い間、前向きに熱心に議論をいただいたということにつきまして、改めましてここで敬意を表する次第でございます。

さて、この付帯をします協定項目に対する付帯協議書でございますが、本来は新市で調整するべ



き内容というふうに思いますが、ケーブルテレビの利用料に関しまして、この調整の内容に踏み込んだものであります。論議の過程で各町村の委員さんからケーブルテレビは新市に引き継ぐべきであるが、負担の公平の点も考慮願いたいという意見も多く出されたところであります。

私も合併となれば一定の見直しが必要であろうという考え方を表明したところであります。現在の利用料の中で映像提供を致しておりますCSとかの9つのチャンネルにつきましては、利用者が限定されるものではないかと推測されます。新市となってから当面、この点の利用者負担をお願いし、その他については現行の通りの利用料とするというこの協議書の内容でございます。

この件に関しましては、まだ大野町のケーブルテレビ放送運営委員会またケーブルテレビ放送番組審議会も開いておりませんので、これから私が責任を持ってご理解を賜らなければならないこととありますが、新市での調整の方向と内容が明確となることから、利用者には一面では今後も安心してご利用いただけるものと考えますので、調整案であります付帯協議書に賛成を致すものであります。なお、この協議会でケーブルテレビは新市において審議すべきであるという意見が多く出されておりますが、私は行政と市民が一体となって新市の建設をしていくという点では、ぜひともこのケーブルテレビを持つ整備を促進するということを政策の重要な柱としていただきたいということを強く要望致しまして、この付帯協議書に賛成を致すのであります。以上です。

#### 芦刈会長

はい、ありがとうございました。はい、三重町の生野議長さん。

#### 生野委員（三重町議会議長）

この広報広聴事業は5回継続がされてきたわけですが、先ほど、この調整案そして事務局ならびに大野町の町長さんからの説明をいただきまして、この内容であれば三重町と致しましても別に問題がないのではなかろうかと思っております。調整案の主旨等十分書かれておりますので私は理解できております。できたつもりでございます。よって協定項目第28号広報広聴事業の取扱いにつきましては、原案そしてまた本協定項目に関する協議書の付帯協議につきまして、三重町と致しましては同意を致したいと思っております。

#### 芦刈会長

はい、その他ございませんか。よろしいですか。はい、それでは第60号広報広聴事業の取扱い（その2）について賛成の委員の方の挙手をお願いします。

挙手全員であります。決定をさせていただきます。ありがとうございました。

この第60号広報広聴事業の取扱い（その2）につきましては、原案の通り確認をさせていただき、付帯事項として協議書に盛り込むことと致しますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。以上で第60号の協議につきましては終わらせていただきます。

続きまして、協議第61号病院・診療所の取扱いについてを議題と致します。この案件につきましては、公立医療施設総合検討専門委員会で議論をされておりますが、昨日の第5回専門委員会で中間報告がまとめられておりますので、町村長連絡会に報告をされました。本日はまずその中間報告につきまして、事務局より説明をお願いしたいと思います。それでは事務局よろしくお願いたします。

#### 倉原事務局次長

事務局の倉原であります。ただ今、お手元の方に昨日まとめられました専門委員会の中間報告・論点整理という1枚紙をお配りしております。まず冒頭にこの中間報告の性格でございますが、これは基本的には調整のための指針ということでございまして、今後はこの指針に基づき、より具体的な協議を詰めていくということになるかと思っております。

それでは、私の方から読み上げさせていただきます。中間報告・論点整理、公立おがた総合病院及び清川村国民健康保険直営診療所については、それぞれの規模、形態に応じて、地域住民の安心と安全を守るため、地域医療の充実を努めることとする。そのため、地域にある医療機関との連携を深め、小児医療、救急医療、保健・福祉を含む包括的医療の充実に寄与すべきである。経営のあり方については、新市の財政に負担をかけないため、独立採算である民間医療機関の経営理念を踏まえ、今後さらに経営の独立性を高める体制にすべきである。具体的方法については、今後さらに検討する。以上です。

#### 芦刈会長

はい、ただ今、事務局の方から内容につきましての説明がございましたが、この協議につきましては、最終報告を待って協議をしたいというふうに考えておりますので、この協議事項につきましては、引き続き継続協議とさせていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。はい、ありがとうございました。それでは病院・診療所の取扱いにつきましては、専門委員会の最終報告を待ちまして協議をするということで継続協議とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、協議第 68 号議員の定数及び任期の取扱い(その 2)についてを議題と致します。ご意見を伺いたいと思いますが、はい、緒方町の伊藤議長さん、お願ひします。

#### 伊藤委員(緒方町議会議長)

議員の定数について意見を申し上げます。緒方町の伊藤でございます。

緒方町も定数問題については何度となく議論してまいりましたが、特に議会特別委員会では町村長会の調整案に納得できないという意見で終始してまいりました。その理由は先般の協議会でも申し上げましたように 1 票の格差であります。合併によって身近な政治が失われるといったような不安も地域住民にあることはやまないわけではありますが、大半の住民は身近な議員を地域の議会の代弁者としての基準で選んできたところであり、その一方、議員の質が低いとって批判もされてきたところもありました。

合併による議員数の大幅削減が住民の議会観を政策決定機関への方向に進んでくれるか定かではありませんけれども、議員を地域から解放して本来の民主主義の前進のためになることが必要であるというふうに考えます。これからも続くでありましよう財政危機、人口減少、少子高齢化、産業の高度化といった厳しい状況下で、われわれの地域を維持していくためには、各自治体が行政能力を高めていくことが必要であり、市町村合併はその有力な策ではないかというふうに考えております。

当初の合併理念に基づき、小異を捨てて大同につくという想いから、いたずらにこれを引き伸ばすことは得策ではないという判断から、緒方町議会も厳しい数字ではありますが寛大な判断で議長に一任されました。私としても断腸の思いではありますが、原案に賛成をせざるを得ない状況であります。

他の町村もこれからもまだまだ残ります議案について寛大なご判断をいただければ大変ありがたいということを意見として申し上げまして、原案に賛成ということに致したいと思ひます。

#### 芦刈会長

はい、ただ今、緒方町の議長さんから意見をいただき、原案に賛成ということでございます。その他ご意見ございませんでしょうか。よろしいですか。それではこの協議第 68 号議員の定数及び任期の取扱い(その 2)につきまして、原案に賛成の方の挙手をお願いします。はい、挙手全員であります。

従いまして、協議第 68 号につきましては原案の通り決定をさせていただきます。ありがとうございました。

それでは続きまして、協議第71号地域審議会等の取扱いについてを議題と致します。お手元に追加資料の配布をしておりますが、事務局の方から説明を申し上げます。

### 江藤（事務局 企画部会）

事務局企画部会の江藤でございます。私の方から資料につきまして説明をさせていただきたいと思っております。前々回の協議会の中で新規の提案ということでございますけれども、何ぶん時間がございませんでした。従いまして、追加資料をお出ししながら詳細につきまして再度ご説明をしたいと思っております。この間、いろいろな地域審議会または地域、地区に関する問題や指摘をいただきまして、その問題点や指摘の整理という意味もございまして、本日資料をお出ししたということでございます。

まず1ページの左をご覧くださいと思いますが、現在のまちづくりの時代の潮流ということで記載させていただいております。第27次地方制度調査会最終答申という形で前回の資料にも取り上げておりましたけれども、特に下から3行目でありまして、基礎自治体内の一定の区域を単位として住民自治の強化や行政と住民との協働の推進等を目的とする組織が今後、必ずや必要となってくるというようなことございまして、この答書を受けまして、先に終了しました第159回国会の中で合併特例法並びに地方自治法の改正がなされ、地域自治区及び合併特例法の制度が創設されたという背景であります。

その下の方にわが新市の豊後大野市のまちづくりの方向性を載せているところであります。現在もいろいろとボランティアの方々を中心としながらまちづくりに参加をしていただいておりますけれども、今後、必ずやこうした動きが必要となってくるということであります。今後、行政のみでは対応できない様々な分野もございまして、市民の皆さんが全面的に協力、参加をするといったことが必要となってくるということでございまして、こうしたまちづくりの大きな目標を新市としても考えておるということであります。両者共通というのは真中に書いてあります協働、いわゆる「まちづくりへの住民参加」をどういうふうに新しいまちでとらえていくのかということだろうと思っております。そうした視点を持っていただきながら、まず2枚目をお開けいただきたいと思っております。

今回は地域審議会と地域自治区の比較ということで、この2つのみを比較させていただいております。前回は、地域審議会は付属機関そのものでございまして、支所機能等とは離れたイメージ図になっておりますけれども、自治区と比べてどうなのかということで対比をさせていただいております。まず地域審議会を設置した場合には、当然総合支所ということの連携ということがございます。そして市長とのやりとり、特に諮問・答申、そして意見を述べるとこうしたことがございます。市長につきましては、総合支所の指揮、監督ということであります。ここは行政的な部分でございますけれども、一方、住民の皆さんとの関係はどうなのかということであります。住民、ボランティアの皆さんと共に協働のまちづくりを作っていくために、地域審議会と総合支所が一体となってあたっていくというようなことにならうと思っております。

そして地域自治区の方でございますけれども、地域自治区は前回も提示をしましてまいりましたけれども、地域協議会に事務所(地域自治区の場合は事務所というふうにいいますが)これが一体となったものを地域自治区と申し上げます。あとの矢印等につきましては、今、地域審議会でご説明した通りであります。ただ、地域自治区につきましては、住民と地域自治区の間の協働というところがあえて黒塗りしておりますけれども、ここはそうした位置付けが法的にはあるということでございまして、特に一番下の「地域協議会とは」ということでご覧いただきたいと思っております。

そのに市町村の事務処理にあたっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項というようなことで、住民の皆さんと共に連携をしながら、まちづくりに参加をしていくという部分が、ここでは少し地域自治区の部分で強化されておるということでございます。従って、地域審議会は今、波線で表記をしておりますけれども、これをいかに黒塗りにしていくかといったことが今後の課題であらうということでございます。そして地域自治区の機能と権限というところ

ろをご覧いただきたいと思いますが、市町村長の事務を分掌し、これを地域住民の意見を反映させつつ処理するというところでございます。

これは前回は説明をしました。そしてなお書きのところでございますけれども、市町村長の事務を分掌する点では、支所と類似するが、次の点が異なるということでありまして、まず1番目が事務所に地域協議会を置くこと。そして2番目に合併に伴い設置する場合には、一定期間、区長を置くことができる。3番目が合併表示には、市の名称とともに区の名称を冠する必要があるということ。番と番はいわゆる特例措置でございます。地域自治区は、前回は一般の部分と特例の部分があるということをお話をしましてけれども、分かりやすくいたしますと、新市になって条例を制定して作る分、一般制度というふうにご理解ください。

特例制度の場合は、合併に際して作る分について特例制度というふうにご理解ください。そのは合併に際して作る場合の措置であるということでございますので、通常の新市になって、例えば地域自治区を作る場合は、いわゆる支所機能に地域協議会がプラスされた部分が地域自治区というふうにするのだというふうにご理解いただきたいと思っております。こうしたことございまして、大体イメージでお分かりでしょうか。いま一度繰り返しますと、地域審議会を設置した場合については、総合支所と連携を取りながら住民との協働をいかに作っていくのかというところがポイントでございます。地方自治区というのは、地域協議会と事務所(支所)と連携をしながら、あと住民との協働作業を行っていくということでございます。従いまして、ほとんど変わりがないということでございます。

そして1ページの上に戻っていただきたいと思いますが、右の方にこれまでの指摘や問題点を整理しています。

まず1番目が「協働」のまちづくりを行う上で、地域審議会設置で十分なのか？というものでございます。今回、地域自治区と合併特例法という制度ができましたけれども、地域審議会、地域自治区、合併特例区を設置しても「協働」のまちづくりが自然発生的にできるものではございません。

要は住民の皆さん、ボランティアの皆さんが積極的に協力する姿勢、行政側としてはそれを受け入れ、育成・強化をする新市のまちづくりにおける「協働・住民参加」のシステムを作るということが最も大切なことでございます。従いまして、合併を機に住民と行政との責任分担を明確にしながら共に手を携えていくというこうした「協働」のまちづくりを早期に確立することが今、求められているということでありまして、いずれにつきましても地域審議会を設置したとき、また地域自治区を設置したとき、合併特例区を設置したときということで、実際の話は皆さんの協力、行政側の積極的な支援というものがなければいけませんということでございます。

2番目には、協働活動の拠点機能を地域審議会の中でどのように根拠付けをするのか？といったことでありまして、これは地域審議会設置の協議書の中でその機能をうたい込むか、または総合支所の分掌事務の中で条例・規則でうたい込めれば十分ではないかというふうにご検討しております。

3番目が地域審議会の設置だけで、地域自治区と同等な機能ができるのか？といったことでありまして、先ほどもご説明申し上げましたが、支所(法律上は事務所)に地域協議会を加えたものが地域自治区でございます。地域協議会は、地域審議会と同様、地方自治法第138条の4第3項に規定された市町村の附属機関であります。法律上の文言の違いはあれ、基本的には地域審議会と同じ機能であることはいうまでもありません。法的には、支所に地域審議会を加えれば、地域自治区とそん色のない組織ができるということでありまして、従って、わが豊後大野市は、当面、総合支所方式を採用することとなっておりますので、総合支所単位(旧町村ごと)に地域審議会を設置すれば、実質的には地域自治区の機能を有することとなるということでありまして、

4番目にそもそも地域審議会と地域協議会は違うものではないか？ということでございますけれども、今、ご説明申し上げましたように、両者とも地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関でございますので、基本的には同じものでございます。

5番目が一番いろいろとご意見をいただきましたけれども、提案済みの協議書では、地域審議会

は諮問機関そのものではないか？ということでございます。このことについては既に提案した協議書の内容が、年2回の開催、市議会議員の委員は委嘱する、地域審議会が諮問機関に限定されたかのような扱いとなっております。こうしたものを提出したこと自体、少しご迷惑をおかけしながら、皆さん方に錯覚と申しますか、そうした間違った部分があったというふうに思います。大変申し訳なく思っております。

従いまして、地域審議会の設置が確認された場合におきましては、協議書の内容を「協働活動の拠点」機能が盛り込まれるように、早急に改めていきたいというふうに考えています。

6番目に将来にわたって地域審議会の設置だけで大丈夫なのか？という問いがあると思います。地域審議会は、平成11年の合併特例法の改正によって生まれた制度でございます。従って、近年合併した自治体あるいは来年3月末までに合併をしようとしている地域のほとんどが地域審議会を設置しているかまたは設置しようとしています。

地方自治区は、先の第159国会で制度化されたものであり、今年の12月に施行される予定であるというふうに、県の市町村振興局から聞いております。

従って、先進事例の多い地域審議会を設置することが現実かつ効率的ではなからうかと考えております。なお、地域自治区については、条例の制定によって設置がいつでも可能なことから、全国的な今後の先進事例を参考としながら、豊後大野市になって検討することが適当ではなからうかと考えておるところでございます。この資料を追加をしながら、前回提案しました地域審議会の設置の方向でご検討賜ればと考えております。

3ページですけれども、3ページは島根県浜田市那賀郡の合併協議会が現在構想しておる自治区の導入につきまして、私から添付させていただいております。ここは、特別職を置くということになっておりまして、特例措置のものを取り扱うということになっております。特に今、本庁組織支所イメージも含めて、これをご確認いただきたいと思っております。

そして、この浜田市の協議会が考えている自治区の協議書案が4ページに付け足してあります。内容的には、不十分でございますけれども、前回私どもが提案させていただきました協議書とほぼ変わらないと思います。特に上から3段目の所掌事務の中で、少し盛り込みをこういうふうに做って変えるのかなと考えておりますが、浜田市の協議書についてもと抽象的な表現に留めているということでございます。一番下の会議ということですが、ここについては左から右の方へ移りますが、やはりここは回数の制限を設けておりません。特にでは、委員の4分の1以上から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならないというようなことで、ここは活発な意見の中で会議がいつでもできるということになっております。こうした違いを別途協議書で原案の中に補足といいますか補強すればいいのかなと思っております。

こうしたことを再度説明しながら、そういう意味合いで原案を提案したということをご確認いただきながら、よろしくお願ひしたいというふうに思います。以上、説明に代えさせていただきます。

## 芦刈会長

はい、ただ今、事務局の方から本日配布させていただきました資料の中身について説明を申し上げました。この資料の説明に対する質疑がありましたら、お受けしたいと思います。よろしいですか。

それでは、ここで各町村それぞれ協議第71号(地域審議会)につきましては、新市まちづくり委員会あるいは特別委員会でご協議いただいたと思っておりますが、何かご意見等がありましたらお受けをしたいと思います。はい、ご意見等がないですね。はい、ただ今、新しい資料が提出され、先ほど説明を申し上げたところでありますが、前回の資料と併せまして各町村におきまして十分ご検討をいただくということで、本日は継続協議ということにさせていただきます。よろしいと思っておりますが、いかがでしょうか。ありがとうございました。協議第71号地域審議会等の取扱いにつきましては、継続協議とさせていただきます。よろしくお願ひします。

続きまして、新規に協議となっています協議第 69 号新市建設計画(案)につきまして、事務局の方から説明をお願い致します。

### 江藤(事務局 企画部会)

はい、引き続き江藤の方からご説明申し上げます。資料 をご覧いただきたいと思います。資料につきましては、原案を協議会にも提案をしておりますけれども、現在、県の事前協議が終了致しました。事前協議と申し上げますのは、大野地域振興局管内関係部署でございますけれども、そこで協議を行いまして、そこから修正をするべき部分を指摘いただきました。語句の使い方や事業が少し抜けているとかいう部分でございますけれども、こういう指摘がございましたので、その指摘に沿いまして修正を致したいということでございます。

1 ページ、2 ページが県との事前協議でございます。3 ページをお開きいただきたいと思いますが、3 ページが提案依頼の概要版ということで、町村で住民座談会を開催していただきました。その開催の中で出された意見や要望につきまして、各町村から合併事務局の方に報告がされました。それに基づきまして、専門部会、幹事会等でこの部分については修正をするべきか、しないべきかというようなことで議論してまいりました。その修正をする個所につきまして、ここで 3 ページ目に掲載をさせていただいております。

なお、各町村から挙げられた意見につきましては、一件ごとに合併の事務局長が担当課長あてに公文書を差し上げているところであります。こうしたことで本日修正をさせていただきたいというようなことをご確認いただきたいと思います。なお、1 ページ目、2 ページ目で網かけの部分がございますけれども、この網かけにつきましては、県の市町村振興局から大野局担当課に(企画商工課でございますけれども)本協議の際に必ず指摘をしますので、事前に修正をしてくださいという連絡を受けた部分で、後で再度追加をしたというものでございます。

1 点目が緑の基本計画でございます。それは公園緑地の整備に関する部分、これが 3 点ほど修正をしております。そしてあと人権関係でありますけれども、人権教育啓発ということは、既に行政の中でも使われていますけれども、今回、人権施策という 3 本柱でいくというようなことでありますので、人権施策ということを少し含みました形で表現を改めたということでございます。それが 1 ページ、2 ページでございます。もう 1 点目は、県警が交通安全と防犯についてということでございますけれども、これにつきましては、うちの原案はその項目を小項目で既に起こして記述をしておりますので、それで十分だという判断をいただいております。従って、この修正には載せてありません。

それで本日載せたことで修正をしているものかどうかをご確認いただきたいと思います。なお、今後の予定をご報告申し上げますと、本日修正の項目の確認をいただければ、今度、本協議に提出します。本協議と申し上げますのは、県の本庁の関係部局でございます本庁との本協議に入るということでございまして、明日には大野局を通じながら本庁の方に上げていきたいというふうに考えておりますし、来る第 20 回 8 月の協議会に本庁からきました修正案につきまして提案を致したいというふうに思っておりますので、そのところを併せてよろしくお願ひしたいと思います。以上説明を終わらせていただきます。

### 芦刈会長

はい、ただ今、説明を申し上げましたが、内容について質疑等がありましたらお受けしたいと思います。よございませうか。はい、この案件につきましては、先ほど説明申し上げましたように、県の大野地方振興局管内との事前協議、これまでの各町村の住民座談会の意見・要望を踏まえまして、原案を修正するとのことであります。専門部会それから幹事会等で十分に詰められているということと併せまして、この案件につきましては、持ち帰り協議になるべくならないようにというふうに考えておりますので、ここでご承認をいただきたいと存じますが、いかがでしょうか。よござ

いますか。はい、それでは挙手でご承認をいただきたいと思います。承認をいただく方の挙手をお願いします。はい、挙手全員であります。ご承認をいただきまして誠にありがとうございます。決定をさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、協議第 74 号一部事務組合の取扱い(その 3)についてを議題と致します。協議第 74 号につきましてご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。それぞれの町村で新市まちづくり委員会あるいは議会の特別委員会でご協議をいただいたと思っておりますが、他にありませんか。はい、三重町。

#### 生野委員(三重町議会議長)

一部事務組合の取扱い(その 3)につきましては、意見を付して原案に賛成ということでございます。広域再編がはっきりしてから、その後一部事務組合が設置されるまでは事務委託で運営を進めることを意見として原案に賛成というふうなことで、事務委託ということをお考えいただきたいと思います。

#### 芦刈会長

はい、三重町からそのような意見を付して原案に賛成というご意見がございました。はい、犬飼の若松委員さん。

#### 若松委員(犬飼町議会議長)

この協議第 74 号一部事務組合の取扱い(その 3)についてということで、本町の議会特別委員会ではもう少しあらゆる角度から十二分に検討したいということで、今日は継続協議にお願いしたいという意見がございましたので、私の方から特に申し上げさせていただきます。よろしく申し上げます。

#### 芦刈会長

はい、朝地町の羽田野町長さん。

#### 羽田野委員(朝地町町長)

私はこの原案には賛成ですが、あとどうするかという事務委託するかあるいは一部事務組合にするかというのは、これは当分決まらないと思います。その辺をまた犬飼町の若松議長さんからお話がありましたが、私も基本的には一部事務組合のまま合併するというのは基本であろうと思います。やはりそれぞれの町村民の命を守るというのは新市になれば新市の市長がつかさどるというのは当然のことです。

事務委託ということになりますと、それは当然すべてお任せしますと(それはそうならんと思いますが)そういうこともあるわけありますから、私(朝地町として)はそこら辺をもう少し議論をさせていただきたい。特に朝地、緒方というのは、竹田広域消防と一部事務組合のひとつで対応しておりますので、当然私は今の体制のまま変わらないとなれば事務委託でも結構です。しかし基本的には事務委託というのは、これはちょっとおかしいと思っております。

従って、そこら辺は要望で言いましたように一部事務組合と全く変わらないひとつの事務委託ということであれば、それはそれで結構ですが、そこら辺が可能かどうかということについては、もう少し私としては整理をさせてほしいというふうに思っておりますので、これにそういう意見を付けるということについては反対を致したいと思っておりますので、もう一度再考お願いしたいと思います。

このことについては後でも議論できると思っておりますので、最初からその意見を付けていただくとすると、そういかなるを得ないということになりますので、そういうことは朝地町としては承認できません。そういうことをご理解いただきたいと思っております。

## 芦刈会長

はい、朝地町長さんからはご意見がありました。犬飼町さんからはちょっと検討させていただきたいということで継続協議とさせていただきたいというご意見でございましたが、いかがでしょうか。継続協議とさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

はい、協議第74号につきましては継続協議とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

以上で協議をいただきました継続協議、新規協議の協議項目につきましては協議を終わらせていただきます。その他に移りますが、事務局の方から今後のスケジュールにつきましてお願いします。

## 赤嶺事務局長

今後のスケジュールにつきましてご説明申し上げます。資料1の2ページをお開きください。次回第20回の合併協議会は、8月12日木曜日午後1時半より三重町中央公民館の2階の体育室で行いますのでよろしくお願いします。第21回協議会につきましては先般の協議会で8月30日を予定というふうにご報告を申し上げておりましたが、8月30日は広域連合定例議会開催日ということでありますので、先般の町村長連絡会で8月23日月曜日午後1時半から清川村中央公民館の大集会室ということに変更になりましたのでご確認をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、3ページであります。これまで確認された協定項目、そして下の段に継続のものが載っておりますが、本日3案件について確認をいただきましたので、残りが3案件ということになるかというふうに思います。71案件中68案件のご確認をいただいたということであります。

続きまして、5ページをご覧くださいと思います。8月の予定表を付けておりますが、ここでご記入をいただきたいと思うのですが、昨日、公立医療施設総合検討専門委員会が開かれました。そして次回の公立医療施設総合検討専門委員会につきましては、8月10日午後6時から会場はイトピアおおの2階ということになるかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。8月10日午後6時から公立医療施設総合検討専門委員会が開催されます。8月の協議会につきましては、先ほど申し上げました通りであります。よろしくお願いいたします。以上で今後のスケジュールの説明を終わらせていただきます。

## 芦刈会長

はい、今、事務局からスケジュールの説明がございました。このスケジュールにつきまして何かご質問等がございますでしょうか。その他委員の皆様方から何かありますでしょうか。よろしいですか。はい、ただ今、ご協議をいただきましたが、継続協議となっております3項目につきましては、8月12日第20回の三重町の協議会で協議をいただきますのでよろしくお願いします。議事の進行に皆様方のご協力をいただいたことに対しまして感謝を申し上げ、議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。

## 赤嶺事務局長

ありがとうございました。それでは最後に閉会のあいさつを副会長の千歳村高野議長よりよろしくお願いたします。

## 高野委員（千歳村議会議長）

第19回の合併協議会を閉会します。大変長時間ご審議ありがとうございました。

## 赤嶺事務局長

ありがとうございました。



会 長

議事録署名人

朝地町町長

大野町  
新市まちづくり委員長